



SDGsの推進に取り組むとともに
カーボンニュートラルの実現に全力を注ぎます

第16期 定時株主総会招集ご通知

開催日時 2021年11月26日(金)午前10時
(受付開始：午前9時)

開催場所 広島市中区中町7番20号
ANAクラウンプラザホテル広島
3階「オーキッド」

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 取締役(社外取締役を除く。)
に対する譲渡制限付株式の付
与のための報酬決定の件

目次

第16期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
(添付書類)	
事業報告	13
連結計算書類	28
計算書類	30
監査報告書	32
株主総会会場ご案内図	裏表紙

2021年11月10日

株 主 各 位

広島市西区楠木町一丁目15番24号
株式会社ウエストホールディングス
代表取締役社長 江頭 栄一郎

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さしまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年11月25日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年11月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 広島市中区中町7番20号
ANAクラウンプラザホテル広島3階「オーキッド」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、ご来場下さい。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第16期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第16期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ(<https://www.west-gr.co.jp/ir/meeting>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ(<https://www.west-gr.co.jp/ir/meeting>)において掲載することにより、お知らせいたします。

《新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について》

- ・本総会へのご出席に際しては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませんようお願い申し上げます。
特にご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠中の方におかれましては、慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ・当日は感染予防のため、マスクの着用及びアルコール消毒液の使用にご協力をお願い申し上げます。
また検温等の措置を講じる場合がございますので、予めご了承願います。
- ・当社役員及び運営スタッフはマスクを着用させていただきます。
- ・今後の状況により株主総会の運営に変更が生じる場合は、インターネット上の当社ホームページ(<https://www.west-gr.co.jp/ir/meeting>)にてお知らせいたします。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開と財務内容の強化を図るため必要な内部留保を図りつつ、安定した配当を維持継続すると同時に、財務状況に応じた積極的な株主還元策を行うことを株主への利益配分の基本方針としております。

以上の方針と政策に基づき、当期の期末配当金につきましては、次のとおり実施いたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき 50円 総額 2,032,883,750円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年11月29日

なお、配当原資につきましては、利益剰余金を予定しております。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役7名全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、今回経営体制及びコーポレートガバナンスの更なる強化を図るため、社外取締役を1名増員し、取締役8名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1	<input type="checkbox"/> 再任 吉川隆	代表取締役会長	13回/15回 (87%)
2	<input type="checkbox"/> 再任 江頭栄一郎	代表取締役社長	15回/15回 (100%)
3	<input type="checkbox"/> 再任 勝又伸生	常務取締役	12回/12回 (100%)
4	<input type="checkbox"/> 再任 椎葉栄次	取締役	15回/15回 (100%)
5	<input type="checkbox"/> 新任 荒木健二	執行役員	—
6	<input type="checkbox"/> 新任 後藤佳久	—	—
7	<input type="checkbox"/> 再任 中島かずお雄 <input type="checkbox"/> 社外	取締役	15回/15回 (100%)
8	<input type="checkbox"/> 新任 黒原智宏 <input type="checkbox"/> 社外	—	—

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 新任 新任取締役候補者

(注) 勝又氏は2020年11月25日の取締役就任後の出席状況を記載しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
①	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>きつ かわ たかし</small> 吉川 隆 (1950年4月8日) 取締役会への出席状況 13回/15回 (87%)	1984年5月 西日本鐘商株式会社（現株式会社ウエストエネルギーソリューション）設立 代表取締役社長 2006年3月 株式会社ウエストホールディングス代表取締役社長 2009年11月 同 代表取締役会長（現任）	18,967千株
【取締役候補者とした理由】 上記の経歴のとおり、候補者は、1984年に当社を設立し、優れた先見性と強力なリーダーシップを発揮して当社を牽引し、経営全般を統括してまいりました。今後も、経営の基本方針及び経営戦略の決定並びに重要な業務執行の監督機能の一層の強化を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。			
②	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>え がしら えいいちろう</small> 江頭 栄一郎 (1962年8月27日) 取締役会への出席状況 15回/15回 (100%)	2013年2月 株式会社ウエストエネルギーソリューション 業務委託 2013年12月 株式会社ウエストホールディングス入社 執行役員 株式会社ウエストエネルギーソリューション 取締役 2014年11月 株式会社ウエストホールディングス取締役 2015年11月 株式会社ウエストO&M取締役（現任） 2017年11月 株式会社ウエストホールディングス常務取締役 2018年11月 同 代表取締役社長（現任） 株式会社ウエストエネルギーソリューション 代表取締役社長（現任） 2019年7月 株式会社ウエスト電力代表取締役社長 2020年9月 同 取締役（現任）	10千株
【取締役候補者とした理由】 上記の経歴のとおり、候補者は、当社の事業運営に幅広い経験を有し、2018年11月からは、当社において代表取締役社長を務め、経営全般に関して豊富な経験・知見を有しております。今後も、業務執行の統括・指揮の一層の強化を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
③	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">かつ また のぶ お 勝 又 伸 生 (1967年1月23日)</p> <p>取締役会への出席状況 12回/12回 (100%)</p>	<p>1989年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 入行</p> <p>2019年5月 株式会社ウエストホールディングス 出向 執行役員 財務経理統括部長兼CFO</p> <p>2019年8月 同 入社 執行役員 財務経理統括部長兼CFO</p> <p>2020年1月 株式会社ウエスト電力取締役</p> <p>2020年3月 株式会社ウエストホールディングス 執行役員 経営管理本部長兼CFO</p> <p>2020年9月 株式会社ウエストビギン監査役（現任）</p> <p>2020年10月 株式会社ウエスト電力監査役（現任）</p> <p>2020年11月 株式会社ウエストホールディングス常務取締 役 経営管理本部長兼CFO（現任）</p> <p>2020年12月 株式会社ウエストO&M監査役（現任）</p> <p>2021年3月 株式会社ウエストエネルギーソリューション 監査役（現任）</p>	0.1千株
<p>【取締役候補者とした理由】 上記の経歴のとおり、候補者は、長年にわたり金融機関の業務に携わってきた経験があり、財務経理、総務並びにシステム管理を統括するなど経営管理部門の担当取締役として、重要な業務の執行及び意思決定を適切に行っております。今後も、当社の持続的な企業価値向上の実現のため、業務執行の一層の強化を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
④	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>しい ば えい じ</small> 椎 葉 栄 次 (1967年9月29日) 取締役会への出席状況 15回/15回 (100%)	1995年2月 株式会社ウエスト（現株式会社ウエストエ ネルギーソリューション）入社 1996年10月 同 経理部主任 1998年2月 同 業務部主任 1998年6月 同 財務経理部係長 1998年11月 同 財務経理部課長 1999年9月 同 財務経理部次長 2000年9月 同 管理統括本部財務経理部部长 2003年11月 同 執行役員 2006年3月 株式会社ウエストホールディングス財務経理 部 執行役員部長 2013年12月 株式会社ウエストエネルギーソリューション 監査役 2014年9月 株式会社ウエスト電力監査役 2014年11月 株式会社ウエストホールディングス取締役 (現任)	46千株
<p>【取締役候補者とした理由】 上記の経歴のとおり、候補者は、財務経理業務の運営に幅広い経験を有し、2014年11月からは、当社において取締役を務め、財務経理部門を統括するなど豊富な経験・知見を有しております。今後も、当社の持続的な企業価値向上の実現のため、業務執行の一層の強化を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
⑤	<p>新任</p> <p>あら き けん じ 荒木 健二 (1970年10月19日)</p>	<p>2003年3月 株式会社骨太住宅（現株式会社ウエストエネルギーソリューション）入社</p> <p>2006年3月 株式会社ウエストホールディングス転籍 株式会社ハウスケア（現株式会社ウエストビギン）取締役</p> <p>2013年9月 株式会社ウエストホールディングス グローバルエネ事業運営本部 部長</p> <p>2019年11月 株式会社ウエストエネルギーソリューション 出向 統括本部本部長</p> <p>2020年12月 株式会社ウエスト電力取締役（現任） 株式会社ウエストエネルギーソリューション 取締役（現任） 株式会社ウエストホールディングス執行役員 （現任）</p> <p>2021年8月 株式会社ウエストビギン代表取締役社長（現任）</p>	21千株
<p>【取締役候補者とした理由】 上記の経歴のとおり、候補者は、入社以来当社グループの中核事業について豊富な業務経験と幅広い知見を有し、優れたマネジメント能力を發揮しております。現在当社の執行役員として経営企画を担い、複数の子会社において取締役としての業務を行っております。今後の、当社の持続的な企業価値向上の実現のため、業務執行の一層の強化を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
⑥	<p>新任</p> <p>ご とう よし ひさ 後藤 佳久 (1973年2月15日)</p>	<p>2008年1月 株式会社サンテック（現株式会社ウエストグリーンパワー）入社</p> <p>2008年3月 同 広島支店 次長</p> <p>2009年8月 同 高松支店 支店長</p> <p>2011年3月 同 福岡支店 支店長</p> <p>2012年1月 株式会社ウエストエネルギーソリューション 出向 ソリューション中四国事業部 次長</p> <p>2015年4月 同 転籍 ソリューション西日本事業部 副部長</p> <p>2018年11月 同 執行役員</p> <p>2020年12月 同 取締役（現任）</p> <p>2021年8月 株式会社ウエスト電力取締役（現任）</p>	5千株
<p>【取締役候補者とした理由】 上記の経歴のとおり、候補者は、入社以来営業部門の要職を歴任し、現在は子会社の取締役としてグループ全体の事業戦略において重要な役割を果たしております。今後の、当社の持続的な企業価値向上の実現のため、業務執行の一層の強化を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
⑦	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <small>なか しま かず お</small> 中島 一雄 (1953年9月15日) 取締役会への出席状況 15回/15回(100%)	1977年4月 株式会社福徳銀行 入行 1990年11月 株式会社宇野会計事務所 入社 1997年3月 税理士登録(中国税理士会) 1998年7月 中島一雄税理士事務所設立 所長(現任) 2004年7月 広洋工業株式会社 監査役(現任) 2016年11月 株式会社ウエストホールディングス 社外取締役(現任)	-千株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 上記の経歴のとおり、候補者は、直接会社経営に関与された経験はございませんが、税理士としての専門的な知識に精通し、様々な企業の顧問を務めており、企業経営に対する機敏を有しております。また既に5年間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も、引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。			
⑧	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <small>くろ はら とも ひろ</small> 黒原 智宏 (1973年10月12日)	2007年1月 弁護士登録(東京弁護士会) 2008年9月 弁護士法人グローバル綜合法律事務所開設 同事務所所長 代表社員 弁護士登録替え(宮崎県弁護士会) 2017年4月 同弁護士法人 福岡事務所開設 同事務所所長(現任) 弁護士登録替え(福岡県弁護士会)	-千株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 上記の経歴のとおり、候補者は、直接会社経営に関与された経験はございませんが、弁護士としての経験・見識が豊富であり、法令を含む企業全体を踏まえ客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するのに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中島一雄氏及び黒原智宏氏は社外取締役候補者であります。
 なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 中島一雄氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
4. 取締役との責任限定契約について
 当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が期待される役割を十分発揮できるように、その責任について法令の範囲内での免除を可能とすることができるよう、「責任の限度額は、100万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。」との責任限定契約を中島一雄氏との間で締結しております。同氏が再選され社外取締役に就任したときは、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また黒原智宏氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬の額は2013年11月26日開催の第8期定時株主総会において、年額700百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、新たに報酬として譲渡制限付株式を付与することにつきご承認をお願いいたします。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役2名）となります。

本議案に基づき、対象取締役は、当社の取締役会決議により当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年80,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とします。

また、譲渡制限付株式付与のために発行又は処分をされる当社の普通株式の総額は、年額400百万円以内といたします（譲渡制限付株式の付与に際しては、当社の取締役の報酬等として普通株式の発行又は自己株式の処分が行われるものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込みは要しませんが、対象取締役の報酬額は、1株につき各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出します）。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、その一部を譲渡制限付株式Ⅰ型（長期インセンティブ株式報酬）、残りを譲渡制限付株式Ⅱ型（中期インセンティブ株式報酬）として、当社と対象取締役との間で、それぞれにつき、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、譲渡制限付株式Ⅰ型に係る契約につき、「本割当契約1」、譲渡制限付株式Ⅱ型に係る契約につき、「本割当契約2」という。）を締結するものとします。

Ⅰ 譲渡制限付株式Ⅰ型（長期インセンティブ株式報酬）

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役（社外取締役を除く。）の地位を喪失する日（ただし、譲渡制限付株式の交付日の属する事業年度の経過後3ヶ月を超える日までに当該地位を喪失する場合は、当該事業年度の経過後3ヶ月を超える日以降の当社の取締役会が別途定める日）までの間（以下「譲渡制限期間1」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式1」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限1」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由が

- ある場合を除き、当社は、本割当株式1を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式1の全部について、譲渡制限期間1が満了した時点をもって譲渡制限1を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限1を解除する本割当株式1の数及び譲渡制限1を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
 - (4) 当社は、譲渡制限期間1が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限1が解除されていない本割当株式1を当然に無償で取得する。
 - (5) 当社は、譲渡制限期間1中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式1について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限1を解除する。
 - (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限1が解除された直後の時点においてなお譲渡制限1が解除されていない本割当株式1を当然に無償で取得する。
 - (7) 本割当契約1における意思表示及び通知の方法、本割当契約1改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約1の内容とする。

Ⅱ. 譲渡制限付株式Ⅱ型（中期インセンティブ株式報酬）

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から5年間（以下「譲渡制限期間2」という。）、本割当契約2により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式2」といい、本割当株式1とあわせて「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限2」という。）。
- (2) 対象取締役が、譲渡制限期間2が満了する前に当社の取締役（社外取締役を除く。）の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式2を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、譲渡制限期間2中、継続して、当社の取締役（社外取締役を除く。）の地位にあったことを条件として、本割当株式2の全部について、譲渡制限期間2が満了した時点をもって譲渡制限2を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間2が満了する前に上記(2)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限2を解除する本割当株式2の数及び譲渡制限2を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間2が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限2が解除されていない本割当株式2を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間2中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株

式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式2について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限2を解除する。

- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限2が解除された直後の時点においてなお譲渡制限2が解除されていない本割当株式2を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約2における意思表示及び通知の方法、本割当契約2改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約2の内容とする。

なお、当社は2021年10月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、本議案の承認を前提として、非金銭報酬等を追加する変更をしており、本議案に基づく本割当株式の付与は当該方針に沿うものであります。また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2020年9月1日から
2021年8月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、昨年来の新型コロナウイルス感染症流行が終息を迎えるに至らず、経済活動への制約も解消される状態になく、国内景気は依然として厳しい状況が続くこととなりました。

一方で世界のエネルギー市場においては、2015年の「パリ協定」採択を契機とした環境意識の高まりがより一層加速しております。機関投資家は欧米のみならず我が国においても「ESG投資」に多額の資金を振り向けており、企業側にとっては「SDGs」への取り組みの重要性がますます高まっております。その中でも自社消費電力の再生可能エネルギー調達へのシフトはRE100参加企業等の一部の大企業のみならず、サプライチェーンに関連する多くの企業にとっても、既に最重要課題と位置付けられております。

当社グループにおきましては、株式会社ウエスト電力において、コロナ禍に伴う法人顧客の電力消費量の大幅な減少による売上高減少といった影響はありましたが、太陽光発電設備を中心とした営業、施工面においては、引き続き最も危惧された工期の遅延等も発生することなく、大きな影響はありませんでした。

社内におきましては、職域接種の枠組みを活用した家族を含めた希望者全員のワクチン接種を完了するとともに、在宅勤務の推奨や全従業員へのマスク、消毒用スプレーの配布、出張時のPCR検査の義務付け等の安全対策を継続し、従業員をはじめそのご家族、お取引先すべてにご迷惑をかけることのないよう感染防止対策を徹底しております。引き続き従業員の安全確保と施工の着実な実施を行えるよう注意して取り組んでまいります。

このような状況の中、当社グループは地域の金融機関とのアライアンスを強化し、地元企業や地方自治体向けに従来から行っている太陽光発電システムの材料調達・施工・販売・O&M（オペレーションアンドメンテナンス）の創エネ事業を推進する中で、LED照明や空調設備による省エネ事業、電力小売事業などトータルエネルギーソリューションの展開を進めつつ、FIT後の再生可能エネルギー市場に向けた、非FIT発電所建設の本格展開、グリーン電力供給、既存メガソーラーの再生販売等の新規事業に積極的に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度においては、売上高は67,938百万円（前期比9.7%増）、営業利益は10,148百万円（前期比41.3%増）、経常利益9,648百万円（前期比45.9%増）及び親会社株主に帰属する当期純利益6,495百万円（前期比47.1%増）を計上いたしました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

なお、セグメント別の金額については、売上高はセグメント間の取引を含んでおり、営業利益は全社費用等調整前の金額であります。

① 再生可能エネルギー事業

メガソーラー開発事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もなく計画に沿った施工・販売が順調に推移いたしました。また、メガソーラー再生事業を本格展開し、稼働中のメガソーラーの仕入、バリューアップ、販売を実施、収益性の高い複数の物件の売却が実現し、利益を押し上げました。販売先として新たに再生可能エネルギー投資ファンドが加わる動きも見られました。産業用太陽光発電事業におきましては、環境意識の大幅な高まりを背景にいち早くFIT制度への依存から脱却し、自家消費型の受注が一層増加いたしました。総発電コストの削減に関しては、世界全域から品質を維持した商材の調達と数多くの設置実績の経験値を活かした継続的なコスト低減を図ってまいりました。また、FIT制度に依存しないビジネスモデルとして、自家消費型モデルの普及に加え、当社グループが太陽光発電による電力の買取を行う新しい仕組み（ウエストFIT）を活用したグリーン電力事業対応型モデルの展開をすすめました。

以上の結果、売上高は34,324百万円（前期比22.1%増）、営業利益4,877百万円（前期比43.4%増）となりました。

② 省エネルギー事業

提携金融機関とのアライアンスによる情報を活用し、商業施設や工場・病院などのエネルギーを大量に消費する施設に対し省エネのトータルサービスを提供、特にお客様に初期費用の負担が生じないウエストエスコ事業の受注拡大に努めてまいりました。このウエストエスコ事業については、施工実績が増加することにより、LED照明は5年から7年、空調設備は10年から12年にわたり、将来の安定収入に繋がる事業であり、着実な施工実績の積み上げにより売上高及び営業利益は増加しております。また、自治体向けに蓄電池付き太陽光発電所を設置し、発電した電力を自家消費用に販売する新規事業（PPA事業）を開始いたしました。

以上の結果、売上高は2,214百万円（前期比12.2%増）、営業利益926百万円（前期比47.6%増）となりました。

③ 電力事業

電力小売事業は、トータルエネルギーソリューション展開の一環として、太陽光発電システムや省エネ機器更新との複合提案活動を行っております。電源調達につきましては、電力会社等からの相対取引契約を締結し、第3四半期において仕入先、仕入条件の見直しを行い、収益率の改善を図りました。新規受注活動においては、旧一般電気事業者や競合先との競争が激化している状況下においても新規提携金融機関の増加を背景に、販売先数は前期末20,149件より当期末31,743件と、順調に拡大しております。一方で、電力販売量は新型コロナウイルス感染症に伴う生産設備の稼働低下、飲食業の営業時間短縮等の影響により前年対比で減少いたしました。自社売電事業については、約58MWのFIT用発電所を保有しており、将来の安定収入として売上高

及び利益の確保が見込まれます。

以上の結果、売上高は30,209百万円（前期比1.8%減）、営業利益2,762百万円（前期比33.4%増）となりました。

④ メンテナンス事業

当社グループにて企画・設計・施工を行ったメガソーラー発電所を中心に、安定した売電収入を得られることを目的として施設の継続的なメンテナンスを行い、太陽光発電所のオーナー様へ安全・安心・感動を提供し、受注実績を積み上げてまいりました。契約総容量前期末518MWより当期末591MWと着実に増加しております。また、メガソーラー再生事業本格展開に伴い、購入したメガソーラー発電所のメンテナンスを随時当社グループに切り替えて販売するシナジー効果が出ております。一方グループ内組織改正による人件費増により販売管理費は増加いたしました。

以上の結果、売上高は1,495百万円（前期比13.3%増）、営業利益291百万円（前期比26.5%減）となりました。

⑤ その他

その他の売上高は1百万円（前期比220.9%増）、営業利益1百万円（前期比220.9%増）となりました。

〈事業の種類別セグメントごとの売上高推移〉

部 門	第15期		第16期		前期比増減率
	金額	構成比	金額	構成比	
再生可能エネルギー事業	百万円 28,101	% 45.2	百万円 34,324	% 50.3	% 22.1
省エネルギー事業	1,972	3.2	2,214	3.2	12.2
電力事業	30,767	49.5	30,209	44.3	△1.8
メンテナンス事業	1,319	2.1	1,495	2.2	13.3
その他	0	0.0	1	0.0	220.9
計	62,161	100.0	68,245	100.0	9.8

※セグメントの売上高は連結相殺前の数値となっております。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は3,395百万円であり、その主なものは当社グループが保有する電力事業の設備であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度中に、金融機関から運転資金として長期借入金を15,768百万円調達いたしました。

4. 財産及び損益の状況

区 分	第13期 (2018年度) (2017年9月1日から 2018年8月31日まで)	第14期 (2019年度) (2018年9月1日から 2019年8月31日まで)	第15期 (2020年度) (2019年9月1日から 2020年8月31日まで)	第16期 (当連結会計年度) (2020年9月1日から 2021年8月31日まで)
受 注 高	57,614百万円	63,465百万円	61,249百万円	75,040百万円
売 上 高	52,509百万円	63,904百万円	61,947百万円	67,938百万円
経 常 利 益	4,557百万円	5,425百万円	6,615百万円	9,648百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	2,667百万円	3,632百万円	4,417百万円	6,495百万円
1株当たり当期純利益	62円39銭	85円58銭	107円66銭	159円70銭
総 資 産	73,796百万円	82,162百万円	82,299百万円	97,278百万円
純 資 産	15,929百万円	17,584百万円	20,359百万円	25,331百万円

- (注) 1. 記載金額は1株当たり当期純利益を除き百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数を使用しております。
3. 第16期（当連結会計年度）の概況については「1.事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第14期の期首から適用しており、第13期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっています。
5. 2020年3月1日付で普通株式1株につき1.3株の割合をもって株式分割を行っております。また2021年3月1日付で普通株式1株につき1.3株の割合をもって株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

5. 対処すべき課題

持続可能な社会、脱炭素社会の実現に向けて世界的なCO2削減、ESG投資の流れが起きている中で、今後ますます企業や自治体における再生可能エネルギー、省エネルギーの導入ニーズが高まってくることが想定されます。このような市場環境の中で、当社グループは引き続き太陽光発電のEPC事業を中心として省エネ、新電力の総合エネルギーマネジメント事業を積極的に展開してまいります。家庭用、産業用、メガソーラーの既存のお客様に対するO&Mをより一層強化し、顧客との継続的な関係づくりと商品のトリプル提案を強化しながら、商品・サービスの1社あたりのシェアも拡大させてまいります。

また、非FIT発電所の開発により一層注力し、ウエストFITの仕組みを用いたグリーン電力供給力の拡大を一気に進め、フロー収益とストック収益の同時強化を行ってまいります。

再生可能エネルギー事業では、継続的に総発電コストの削減に取り組むとともにFIT後の成長戦略事業として、ウエストFITを核としたグリーン電力事業対応型モデル、自家消費型モデルの普及、メガソーラー再生事業に全力で取り組んでまいります。

省エネルギー事業では、LED照明、空調設備に次ぐ商材として蓄電池を組み込んだ自家消費太陽光発電システムの全国の自治体向け提案の加速に加え、冷凍冷蔵設備の温度制御システムを新規投入いたします。中期的にはタイ国での事業モデルをベースにPPA、ウエストエスコによるASEAN市場への展開を加速させてまいります。

電力事業では、既存の電力小売事業の安定的な成長に加え、グリーン電力の調達、卸売り事業の拡充に努めるとともに、自社保有大型発電所の建設を継続いたします。

メンテナンス事業では、セカンダリー購入物件を中心に他社建設の発電所に対する保守管理契約の拡大に一層注力してまいります。

6. 主要な事業内容（2021年8月31日現在）

事業	事業の内容
当社	事業会社の経営管理
再生可能エネルギー事業	公共・産業用太陽光発電システムの施工・販売事業 環境対応型リフォーム（太陽光発電システム等）の施工・販売・卸売事業
省エネルギー事業	省エネのトータルサービス（ウエストエスコ事業）等
電力事業	新電力（PPS）事業 太陽光発電システム等を用いた発電及び販売事業
メンテナンス事業	太陽光発電システム及び関連設備等の総合管理・保守事業
その他	賃貸収入等

7. 主要な事業所（2021年8月31日現在）

事業	名称及び所在地
当社	本社（広島県）、東京支店（東京都）
再生可能エネルギー事業	株式会社ウエストエネルギーソリューション（新潟県、山形県、岩手県、福島県、栃木県、長野県、千葉県、神奈川県、東京都、埼玉県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、岡山県、広島県、山口県、福岡県） 株式会社ウエストビギン（東京都、広島県）
省エネルギー事業	株式会社ウエストエネルギーソリューション（新潟県、山形県、岩手県、福島県、栃木県、長野県、千葉県、神奈川県、東京都、埼玉県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、岡山県、広島県、山口県、福岡県） 株式会社ウエストビギン（東京都、広島県）
電力事業	株式会社ウエスト電力（東京都） 株式会社ウエストエネルギーソリューション（新潟県、山形県、岩手県、福島県、栃木県、長野県、千葉県、神奈川県、東京都、埼玉県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、岡山県、広島県、山口県、福岡県）
メンテナンス事業	株式会社ウエストO&M（東京都、広島県）

8. 従業員の状況 (2021年8月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
346名	減 14名

(注) 1.従業員数は就業人員であり、臨時従業員（アルバイト及び派遣社員）は含んでおりません。

2.従業員数には正規従業員以外の有期労働契約に基づく常用労働者66名を含んでおります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
33名	減 37名	42.8歳	10.3年

(注) 1.従業員数は就業人員（当社から子会社への出向者を除き、子会社から当社への出向者を含む）であり、臨時従業員（アルバイト及び派遣社員）は含んでおりません。

2.従業員数には正規従業員以外の有期労働契約に基づく常用労働者3名を含んでおります。

9. 主要な借入先 (2021年8月31日現在)

借入先	借入額
株式会社山口銀行	7,586百万円
株式会社もみじ銀行	6,743百万円
株式会社りそな銀行	6,255百万円

10. 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の出資比率 %	主要な事業内容
株式会社ウエストエネルギーソリューション	110	100.00	公共・産業用太陽光発電市場の開拓 産業用・メガソーラーの企画・設計・販売・施工 省エネ空調設備・照明等の設計・施工 地方自治体への再生可能エネルギーを中心としたインフラサービスのコンサルティング事業 運用支援サービス・地方自治体への生活総合支援サービスのコンサルティング事業
株式会社ウエストビギン	300	100.00	スマートグリッド商材のシステムインテグレーション コンサルティング型の専門商社
株式会社ウエストO&M	100	100.00	太陽光発電システム及び関連設備等の総合管理・保守
株式会社ウエスト電力	50	100.00	新電力（P P S）事業

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 108,800,000株
(2) 発行済株式の総数 46,027,488株 (自己株式 5,369,813株を含む。)
(3) 株主総数 10,126名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
吉川隆	18,967千株	46.65%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,757千株	6.78%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,631千株	4.01%
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/ LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	981千株	2.41%
株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口)	754千株	1.86%
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 3 84505	542千株	1.33%
ERSTE GROUP BANK AG / UCITS CLIENTS	506千株	1.24%
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT - CL IENT ACCOUNT	484千株	1.19%
野村證券株式会社自己振替口	400千株	0.98%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	367千株	0.90%

(注) 当社は自己株式5,369,813株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

株式の流動性向上及び投資家層の拡大を図ることを目的とし、2021年3月1日付で、1株につき1.3株の割合をもって株式分割をいたしました。

Ⅲ. 会社の取締役及び監査役に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
吉川 隆	代表取締役会長	
江頭 栄一郎	代表取締役社長	株式会社ウエストエネルギーソリューション代表取締役社長 株式会社ウエスト電力取締役 株式会社ウエストO&M取締役
大迫 拓生	常務取締役	
対馬 将夫	常務取締役	
勝又 伸生	常務取締役	経営管理本部長兼CFO 株式会社ウエストエネルギーソリューション監査役 株式会社ウエストビギン監査役 株式会社ウエスト電力監査役 株式会社ウエストO&M監査役
椎葉 栄次	取締役	
中島 一雄	取締役	中島一雄税理士事務所所長 広洋工業株式会社監査役
奥崎 裕司	常勤監査役	
渡部 邦昭	監査役	渡部総合法律事務所所長 株式会社大建監査役 ビルックス株式会社監査役
高橋 健	監査役	株式会社ミタホールディングス上席顧問

- (注) 1. 勝又伸生氏は、2020年11月25日開催の第15期定時株主総会において新たに取締役に選任され、同日付で就任いたしました。
2. 取締役中島一雄氏は、社外取締役であります。
3. 監査役渡部邦昭氏及び高橋健氏は、社外監査役であります。
4. 社外監査役渡部邦昭氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 社外監査役渡部邦昭氏は、弁護士として企業法務に精通しており、コンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
6. 社外監査役高橋健氏は、企業経営における豊富な経験と幅広い識見を有しております。

7. 当事業年度において、取締役の重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

氏名	地位及び重要な兼職の状況		
	年月日	変更前	変更後
江頭 栄一郎	2020年9月30日	株式会社ウエスト電力 代表取締役社長	株式会社ウエスト電力取締役
大迫 拓生	2020年9月16日	株式会社ウエストビギン監査役	株式会社ウエストビギン 代表取締役社長
	2021年1月8日	株式会社ウエストビギン 代表取締役社長	—
	2021年2月28日	株式会社ウエストエネルギー ソリューション監査役	—
対馬 将夫	2021年8月3日	株式会社ウエストエネルギー ソリューション常務取締役	—
勝又 伸生	2020年9月16日	—	株式会社ウエストビギン 監査役
	2020年10月1日	—	株式会社ウエスト電力監査役
	2020年11月25日	株式会社ウエストホールディ ングス取締役	株式会社ウエストホールディ ングス常務取締役
	2020年12月25日	—	株式会社ウエストO&M 監査役
	2021年3月1日	—	株式会社ウエストエネルギー ソリューション監査役

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定することができる旨を定款に定めており、当該契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、100万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

(1) 役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲

当社は役員、執行役員等を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当該保険契約では被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。

ただし、法令に違反することを認識して行った行為に起因して生じた損害は賠償されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

4. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	支給額			員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	289百万円 (5百万円)	235百万円 (5百万円)	53百万円 (—)	— (—)	7名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	19百万円 (9百万円)	19百万円 (9百万円)	— (—)	— (—)	3名 (2名)

(注) 業績連動報酬等（賞与）の業績指標は、企業業績の向上に資するよう、役位に応じた金銭報酬を、当事業年度の連結営業利益に連動させて、個人別の成績を加味した上で算出し、事業年度終了後に支給しております。

個人別の成績は、担当領域毎に事業別、機能別に設定した評価指標に基づいて評価を行っております。なお、当事業年度の連結営業利益は29頁に記載のとおりであります。

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日の取締役会において、社外取締役からの適切な意見を得たうえで取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その概要は以下のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とする。

基本報酬と業績連動報酬等の割合は固定せず、業績指標の伸長に応じて業績連動報酬等の割合が高くなる設計とする。

社外取締役及び監査役の報酬構成割合は、経営に対する独立性の一層の強化を重視し、固定の金銭報酬のみとし、業績連動報酬（賞与）は支給しない。

2. 基本報酬（固定報酬）

基本報酬は、月例の固定報酬とし、職責及び当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案し、決定するものとする。

また当社は退職慰労金制度の定めはないが、退任時にその労に報いるため退職慰労金の検討を行い、支払うことがある。

3. 業績連動報酬（賞与）

事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給することができる。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長及び代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、社外取締役から随時適切な意見を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役会長及び代表取締役社長は、当該意見を尊重し、決定を行うものとする。

これらの権限を代表取締役に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を最も熟知し、代表取締役として責任をもって業務を執行する過程で取締役の個人別の寄与度等を総合的にかつ最も適切に判断し、決定できるものと判断したためであります。

当事業年度においては、金銭報酬等個人別の報酬等の内容の決定を代表取締役会長吉川隆及び代表取締役社長江頭栄一郎に委任しておりますが、取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、当該手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が取締役の個人別の報酬等の決定方針に沿うものであると判断しております。

5. 取締役及び監査役の報酬等について株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2013年11月26日開催の第8期定時株主総会において、年額700百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない)と決議されております。なお、上記決議時において、取締役の員数は10名です。

監査役の報酬限度額は、2007年11月29日開催の第2期定時株主総会において、年額80百万円以内と決議されております。なお、上記決議時において、監査役の員数は3名です。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	中島 一雄	中島一雄税理士事務所	所長	当社と中島一雄税理士事務所、 広洋工業株式会社との間に重要な 取引その他の関係はありません。
		広洋工業株式会社	監査役	
監査役	渡部 邦昭	渡部総合法律事務所	所長	当社と渡部総合法律事務所、株 式会社大建及びビルックス株式 会社との間に重要な取引その他 の関係はありません。
		株式会社大建	監査役	
		ビルックス株式会社	監査役	
監査役	高橋 健	株式会社ミタホールディングス	上席顧問	当社と株式会社ミタホールディ ングスとの間に重要な取引その 他の関係はありません。

(2) 取締役会及び監査役会における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して
行った職務の概要

- ① 社外取締役 中島一雄氏は、取締役会15回のうち15回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要に応じて説明を求めるとともに、主に税理士としての専門的見地からの当社の経営上有用な指摘、意見を適宜述べており、社外取締役として期待する、客観的・独立的な立場から業務執行に対する監督・助言等適切な役割を果たしていただいております。
- ② 社外監査役 渡部邦昭氏は、取締役会15回のうち15回、監査役会16回のうち16回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要に応じて説明を求めるとともに、主に弁護士としての専門的見地からの当社の経営上有用な指摘、意見を適宜述べております。
- ③ 社外監査役 高橋健氏は、取締役会15回のうち13回、監査役会16回のうち13回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要に応じて説明を求めるとともに、適宜発言を行い、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

IV. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

	支払額合計
当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43百万円
当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である太陽有限責任監査法人は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

連結貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	79,550	流 動 負 債	38,018
現金及び預金	35,937	支払手形及び買掛金	6,095
受取手形及び売掛金	7,847	工事未払金	2,061
リース債権	5,102	1年内償還予定の社債	190
完成工事未収入金	7,696	短期借入金	20,725
商 品	6,613	未払法人税等	2,083
販売用不動産	2,167	完成工事補償引当金	194
未成工事支出金	11,863	そ の 他	6,668
原材料及び貯蔵品	0	固 定 負 債	33,928
そ の 他	2,611	社 債	450
貸倒引当金	△290	長期借入金	32,409
固 定 資 産	17,728	資産除去債務	705
有形固定資産	15,086	繰延税金負債	37
建物及び構築物	1,253	そ の 他	325
機械装置及び運搬具	9,579	負 債 合 計	71,946
土地	3,521	(純資産の部)	
そ の 他	731	株 主 資 本	25,356
無形固定資産	353	資 本 金	2,020
投資その他の資産	2,288	資 本 剰 余 金	728
投資有価証券	329	利 益 剰 余 金	25,824
長期貸付金	109	自 己 株 式	△3,216
繰延税金資産	497	その他の包括利益累計額	△40
そ の 他	1,457	その他有価証券評価差額金	△37
貸倒引当金	△104	為替換算調整勘定	△3
		非支配株主持分	15
		純 資 産 合 計	25,331
資 産 合 計	97,278	負 債 ・ 純 資 産 合 計	97,278

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年9月1日から
2021年8月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	67,938
売上原価	51,278
売上総利益	16,660
販売費及び一般管理費	6,511
営業利益	10,148
営業外収益	
受取利息	4
受取配当金	10
補助金収入	20
消費税差額	19
その他	26
営業外費用	
支払利息	414
支払手数料	145
その他	21
経常利益	580
特別損失	9,648
関係会社株式評価損	29
投資有価証券評価損	119
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益	9,499
匿名組合損益分配額	26
税金等調整前当期純利益	9,472
法人税、住民税及び事業税	3,115
法人税等調整額	△138
当期純利益	2,977
親会社株主に帰属する当期純利益	6,495
	6,495

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	31,224	流動負債	13,118
現金及び預金	11,350	短期借入金	11,021
前払費用	50	1年内償還予定の社債	140
未収入金	3,119	リース債務	41
関係会社短期貸付金	16,700	未払金	79
その他	4	未払費用	29
固定資産	11,928	未払法人税等	1,674
有形固定資産	136	預り金	60
建物	40	その他	71
工具、器具及び備品	10	固定負債	17,359
リース資産	58	社債	450
建設仮勘定	28	長期借入金	16,833
無形固定資産	268	リース債務	25
リース資産	2	資産除去債務	29
その他	266	関係会社事業損失引当金	15
投資その他の資産	11,522	その他	5
投資有価証券	239	負債合計	30,477
関係会社株式	4,209	(純資産の部)	
関係会社長期貸付金	6,813	株主資本	12,688
長期前払費用	2	資本金	2,020
敷金及び保証金	199	資本剰余金	603
繰延税金資産	17	資本準備金	603
その他	41	利益剰余金	13,281
資産合計	43,152	その他利益剰余金	13,281
		繰越利益剰余金	13,281
		自己株式	△3,216
		評価・換算差額等	△13
		その他有価証券評価差額金	△13
		純資産合計	12,675
		負債・純資産合計	43,152

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損 益 計 算 書

(2020年 9 月 1 日から
2021年 8 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	4,925
営 業 費 用	1,483
営 業 利 益	3,442
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	188
有 価 証 券 利 息	6
そ の 他	14
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	186
そ の 他	14
経 常 利 益	3,449
特 別 損 失	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	29
投 資 有 価 証 券 評 価 損	119
税 引 前 当 期 純 利 益	3,300
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	374
法 人 税 等 調 整 額	△1
当 期 純 利 益	2,928

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年10月21日

株式会社ウエストホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本 間 洋 一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 篠 塚 伸 一 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウエストホールディングスの2020年9月1日から2021年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウエストホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年10月21日

株式会社ウエストホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本間 洋一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 篠塚 伸一 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウエストホールディングスの2020年9月1日から2021年8月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年9月1日から2021年8月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年10月22日

株式会社ウエストホールディングス 監査役会

常勤監査役 奥 崎 裕 司 ㊟

監 査 役 渡 部 邦 昭 ㊟

監 査 役 高 橋 健 ㊟

(注) 渡部邦昭及び高橋健は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場 ご案内図

開催日時 2021年11月26日(金)午前10時(受付開始：午前9時)

開催場所 広島市中区中町7番20号
ANAクラウンプラザホテル広島 3階「オーキッド」



交通のご案内

- 車 JR広島駅 より 約10分
- 路面電車 袋町駅 より 徒歩1分
- バス 袋町バス停 より 徒歩1分
- アストラムライン 本通駅 東1出口 より 徒歩5分

■ 広島空港よりお越しのお客様

広島空港よりバスセンターまでの空港リムジンバスは10分～15分おきにございます。
バスセンターから「ANAクラウンプラザホテル広島」までは徒歩12分です。